

# 介護保険料の改定を行いました

問合せ:いきいき福祉課 高齢介護担当 ☎ 991-1886

## ■65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

介護保険料は、3年ごとに見直しを行っています。町では、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を下表のとおり改定しました。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額 (100円未満切捨て)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金 ※1 受給者、世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額 ※2の合計額が80万円以下	×0.45	25,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が	80万円超120万円以下	39,700円
第3段階		120万円超	42,600円
第4段階	本人が住民税非課税者(世帯に課税者がいる)で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が	80万円以下	51,100円
第5段階		80万円超	基準額※3
第6段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が	120万円未満	68,100円
第7段階		120万円以上200万円未満	73,800円
第8段階		200万円以上300万円未満	85,200円
第9段階		300万円以上400万円未満	96,500円
第10段階		400万円以上500万円未満	99,400円
第11段階		500万円以上600万円未満	105,000円
第12段階		600万円以上	110,700円

※1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人又は大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2 合計所得金額…「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

※3 基準額…松伏町の介護サービス費にかかる費用を基に算出した額で、平成30年度から平成32年度までは年額56,800円です。

## ■40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の介護保険料

40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している健康保険の保険料と一体的に納めていただいています。保険料額の算定方法は、健康保険ごとに定められています。



### 町長コラム

## 5月、11月の第1日曜日(午前8時から) 家の周りを掃除しませんか?



鈴木 勝

外国の方が日本に来て驚くことが、自分の家の前を掃除する姿だそうです。

さらに、隣の家を少し入った部分まで掃除する姿に感動するという話を聞いたことがあります。

松伏町は自然環境で自慢できるような滝や山、海などはありません。山の幸も、海の幸もとれません。関東平野のど真ん中、ただ平らな町です。その代わりに、災害の少ない町でもあります。

町の面積は埼玉県で8番目に小さなまち、何か自慢できるものはないか?色々な人と話し合いました。そして、「綺麗な町を作ろう」、「清掃活動の盛んな町を作ろう」となりました。

「5月、11月の第1日曜日(午前8時から)を家の周りを掃除する日」にしませんか。この提案は強制ではありませんし、行政指導でもありません。松伏町を綺麗にしたいとの思いからの提案です。